

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成17年3月25

日京都市条例第86号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

京都市村松児童館、京都市桂児童館、京都市新林児童館及び京都市中山児童館を廃止するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に児童館及び学童保育所の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第86号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第9条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第8条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に、「第10条の規定に基づき児童館等の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条を第5条とする。

第3条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の右に「市長の承認を得て、」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 児童館等の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 児童館等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1 京都市村松児童館の項、京都市桂児童館の項、京都市新林児童館の項及び京都市中山児童館の項を削る。

別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市児童館及び学童保育所条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けないものは、この条例による改正後の京都市児童館及び学童保育所条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第6条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第10条の規定に基づき管理を委託している児童館及び学童保育所（以下「児童館等」という。）については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に当該法律による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定をした児童館等にあっては、当該

指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)